



防犯カメラ設置事業費補助金のご案内

公募期間:2023年8月1日(火)~12月28日(木)

吉岡町商工会では、地域の防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、地域住民により構成される会員事業者を対象に、新たに設置する防犯カメラの初期費用について、費用の一部を補助します。

補助額 上限額100,000円

防犯カメラ及び設置に伴う工事に要する経費の2割を補助します。

※補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を除いた額

● 補助対象者

・吉岡町商工会員

● 補助額

・補助対象経費の2割

(補助上限額 100,000 円、千円未満切り捨て、台数制限なし)

● 補助対象経費

・防犯カメラの機器購入費・設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等設置費 など

※保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費、機器等の移設又は撤去費、土地・建物等の使用、取得又は補償に要する経費は対象外です。

● 補助要件

・次の①~⑤すべてに該当すること

①店頭、店内、事務所内、駐車場、資材置き場など不特定多数が利用する場所とすること

②撮影範囲は必要最低限とし、その撮影範囲内の住民等の同意を得ること

③町内に本・支店を置く会員事業者(個人事業主を含む)から購入・施工すること

④防犯カメラ管理運用規程を作成すること

⑤補助金交付決定後に防犯カメラの設置を行うこと

【申込先】

吉岡町商工会

TEL 0279-54-2625 FAX 0279-54-2410

<https://yoshioka-sci.com>

補助金申請の流れ

1. 申請

- ・吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - (1)見積書(メーカー名、型式、型番の記載のあるもの)
 - (2)収支予算書
 - (3)その他会長が必要と認めた書類



2. 審査

- ・申請書に対しての審査



3. 交付決定

- ・審査後、適正と認められるときは補助金の交付を決定する
- ・吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知する



4. 補助事業の実施

- ・設置工事
- ・設置費用支払



5. 補助事業実績報告書の提出

- ・吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書(様式第4号)
 - (1)領収書の写し
 - (2)防犯カメラ設置に係わる写真(防犯カメラ設置前と設置後各1枚)
 - (3)収支決算書
 - (4)その他会長が必要と認める書類



6. 審査

- ・実績報告書に対しての審査



7. 確定通知

- ・吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金確定通知書(様式第5号)



8. 請求

- ・吉岡町商工会防犯カメラ設置事業費補助金請求書(様式第6号)



9. 補助金交付

- ・補助対象者の請求に基づき補助金を交付